

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業

公募説明書

令和2年12月

川口市

【公募説明書 目次】

用語の定義	1
第1章 事業の目的	5
1-1. 目的	5
1-2. 整備基本方針	5
1-3. 地域経済の活性化	5
第2章 事業概要	6
2-1. 事業名称	6
2-2. 事業内容	6
2-2-1. 事業場所	6
2-2-2. 本件施設概要	6
2-2-3. 立地条件	6
2-3. 事業期間	7
2-3-1. 建設工事請負契約に基づく施工期間	7
2-3-2. 維持管理業務委託契約に基づく履行期間	7
2-3-3. 運転管理業務委託契約に基づく履行期間	7
2-4. 施設整備工事	7
2-4-1. 工事名称	7
2-4-2. 設計・施工範囲	7
2-5. 維持管理業務	9
2-5-1. 業務名称	9
2-5-2. 業務対象施設	9
2-5-3. 維持管理業務内容	9
2-6. 運転管理業務	9
2-6-1. 業務名称	9
2-6-2. 業務対象施設	9
2-6-3. 運転管理業務内容	9
2-7. 川口市が行う業務の範囲	9
2-7-1. 建設工事に係るもの	9
2-7-2. 維持管理業務及び運転管理業務に係るもの	9
2-8. 本件事業の実施条件	10
2-8-1. 民間事業者の収入	10
2-8-2. 市内事業者への発注予定金額の遵守	11
2-8-3. 売電収入及び資源物売却収入の帰属先並びに関連情報	12
2-8-4. 川口市が財源として予定する循環型社会形成推進交付金について	12
2-8-5. 保険	12
2-8-6. 業務分担及びリスク分担	12
2-9. 応募者の募集及び選定に係るスケジュール	13
第3章 参加資格要件	14
3-1. 応募者の構成等	14
3-2. 応募者の参加資格要件	15
第4章 応募者の審査及び優先交渉権者の選定	18
4-1. 優先交渉権者の選定の方法	18

4-2.	審査機関	18
4-3.	参加資格審査	18
4-3-1.	参加資格審査申請書の提出	18
4-3-2.	代表企業が提出する参加資格審査申請書類	18
4-3-3.	参加資格要件の審査申請書類の提出方法	18
4-3-4.	参加資格要件の審査方法	19
4-3-5.	参加資格結果の通知	19
4-3-6.	参加資格がないとされた応募者に対する理由の説明	19
4-4.	質疑、現地見学会、技術提案説明会	19
4-4-1.	募集要項（第1部）に関する質疑・回答	19
4-4-2.	募集要項（第2部）に関する質疑・回答	19
4-4-3.	現地見学会	19
4-4-4.	技術提案説明会の開催	20
4-4-5.	提案書類の作成段階における確認	20
4-5.	提案書類の提出	21
4-5-1.	提出期限	21
4-5-2.	提出先	21
4-5-3.	提案書類	21
4-6.	応募の辞退	21
4-7.	応募に関する留意事項	21
4-7-1.	公正な応募の確保	21
4-7-2.	提案書類の書換え等の禁止	21
4-7-3.	応募手続きの延期等	21
4-7-4.	使用言語、単位及び通貨	21
4-7-5.	提案書類の取扱い	22
4-7-6.	川口市が提供する資料の取扱い	22
4-7-7.	その他	22
4-8.	技術審査	22
4-8-1.	基礎審査	22
4-8-2.	非価格要素審査	23
4-8-3.	価格要素審査	23
4-8-4.	総合評価	23
4-8-5.	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定及び公表	23
4-8-6.	審査結果の理由に関する説明請求	23
4-9.	提案価格上限額	23
第5章	優先交渉権者選定後の手続き	24
5-1.	基本協定の締結	24
5-2.	契約内容に関する協議	24
5-3.	仮契約の締結	24
5-4.	特定事業契約の締結	24
5-5.	担当部署	24

用語の定義

本公募説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
本件事業	川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業をいう。 本件事業は、新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設及び附帯施設 の設計・施工を行うとともに、当該施設の維持管理及び運転管理を 行うものである。 また、併せて環境啓発棟の設計・施工も行うものである。
本件施設	本件事業において設計・施工する新焼却処理施設、新粗大ごみ処 理施設、環境啓発棟及び附帯施設から構成される施設、設備をい う。
新焼却処理施設等	本件施設のうち、添付資料 2 に示す新焼却処理施設及び新焼却 処理施設と同時に引き渡される附帯施設の総称をいう。
新粗大ごみ処理施設等	本件施設のうち、添付資料 2 に示す新粗大ごみ処理施設及び新 粗大ごみ処理施設と同時に引き渡される附帯施設の総称をいう。
本件施設整備工事	本件施設の実施設設計及び施工を一括して行う設計・施工一括発 注方式（性能発注方式）により実施する工事をいう。
本件維持管理業務	本件施設のうち、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等 の維持管理を長期的かつ包括的に性能発注方式により実施する業 務をいう。
本件運転管理業務	本件施設のうち、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等の 運転管理を長期的に実施する業務をいう。
業務実施期間	新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等ごとに添付資料 2 に示す維持管理業務及び運転管理業務の実施期間をいう。
既存施設	川口市戸塚環境センター内で本件事業着工時において稼働・利用 している全ての施設をいう。また、既存施設のうち、稼働中の焼却 処理施設を西棟、廃止中の焼却処理施設を東棟及び稼働中の粗大ご みの破碎・選別施設を粗大ごみ処理施設という。
エネルギー回収型廃棄物 処理施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 1 の第 2 項に掲げる交 付対象事業として整備する施設をいう。
マテリアルリサイクル推 進施設	循環型社会形成推進交付金交付要綱別表 1 の第 1 項に掲げる交 付対象事業として整備する施設をいう。
新焼却処理施設	可燃ごみ等を焼却処理し、発生した熱エネルギーを高効率で回 収し、電気に転換するとともに、環境啓発棟等に温水等を供給する エネルギー回収型廃棄物処理施設をいう。
新粗大ごみ処理施設	粗大ごみの受入、破碎、選別、再資源化機能を有するマテリアル リサイクル推進施設の一部を構成する施設をいう。

用語	定義
環境啓発棟	環境学習・環境啓発機能及び健康増進機能を有するマテリアルリサイクル推進施設の一部を構成する施設をいう。新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設と分棟とする。
新特別高圧変電所	本件施設及び既存施設等に電気を供給するとともに、新焼却処理施設及び西棟において発電した電気の一部を売電するための変電所をいう。
附帯施設	新特別高圧変電所、車庫、洗車場、給油所、ストックヤード及び外構設備等の施設をいう。
応募者	本件事業に係る募集に応募する企業グループをいう。企業グループは構成員と協力企業により構成する。
構成員	応募者を構成し、市と契約を締結する設計・施工事業者、維持管理事業者及び運転管理事業者をいう。
協力企業	構成員から業務を受注する企業であり、構成員とともに募集に応募する市内事業者等をいう。
市内事業者	川口市内に本社、本店を有する事業者をいう。
代表企業	応募者を代表して応募手続き等を行う企業をいう。
設計・施工事業者	構成員のうち、本件施設整備工事を担当する建設工事共同企業体をいう。
維持管理事業者	構成員のうち、本件維持管理業務を担当する維持管理業務共同企業体をいう。
運転管理事業者	構成員のうち、本件運転管理業務を担当する単体の企業又は運転管理業務共同企業体をいう。
JV 構成員	本件事業におけるそれぞれの業務を共同企業体 (JV) にて実施する場合の構成員をいう。
優先交渉権者	本件事業の総合評価型プロポーザル方式による審査において、川口市が定める基準等に基づき応募者の中から最も高い得点を得て選定された者をいう。
次点交渉権者	本件事業の総合評価型プロポーザル方式による審査において、川口市が定める基準等に基づき応募者の中から優先交渉権者に次いで高い得点を得て選定された者をいう。
募集要項	本件事業を実施する民間事業者の募集に際して公表及び配布する資料をいう。

用語	定義
要求水準書	<p>本件事業において民間事業者に求める基本的な内容について定めるものであり、本件事業の目的達成のため必要となる設備及び業務等について最低限の要件を記載した次のものをいう。</p> <p>①建設工事要求水準書 ②維持管理業務要求水準書 ③運転管理発注仕様書</p>
建設工事要求水準書	<p>本件施設整備工事に関する設計・施工条件、仕様、性能保証事項及び建設工事請負契約に関する事項を取りまとめた建設工事要求水準書をいう。</p>
維持管理業務要求水準書	<p>本件維持管理業務に関する条件及び仕様等を取りまとめた維持管理業務要求水準書をいう。</p>
運転管理業務発注仕様書	<p>本件運転管理業務に関する条件及び仕様等を取りまとめた運転管理業務発注仕様書をいう。</p>
提案書類	<p>本件事業の公募において、応募者が応募時に提出する図書をいう。</p>
基本協定	<p>本件事業の特定事業契約締結に向けて川口市と優先交渉権者の間で締結する協定をいう。</p>
特定事業契約	<p>本件事業に関する、基本契約、建設工事請負契約、維持管理業務委託契約及び運転管理業務委託契約の4つの契約の総称をいう。</p>
基本契約	<p>民間事業者の本件事業を一括して発注するために、川口市と民間事業者で締結する契約をいう。</p>
建設工事請負契約	<p>基本契約に基づき、川口市と設計・施工事業者の間で締結する本件施設整備工事に関する契約をいう。</p>
維持管理業務委託契約	<p>基本契約に基づき、川口市と維持管理事業者の間で締結する本件維持管理業務に関する契約をいう。</p>
運転管理業務委託契約	<p>基本契約に基づき、川口市と運転管理事業者の間で締結する本件運転管理業務に関する契約をいう。</p>

本公募説明書は、川口市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に定める手順に準じて発注する川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業（以下「本件事業」という）を実施する民間事業者を、総合評価型プロポーザル方式により選定するにあたり公表するものである。本件事業を実施する民間事業者の選定等については、関係法令のほか、川口市が令和 2 年 10 月 12 日に公表した「川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業実施方針」及び本公募説明書を含む募集要項によるものとする。

本件事業に係る募集に応募する者は、募集要項に記載された本件事業の目的を十分に理解し、募集要項に従って提案書類の作成等を行うものとする。

第1章 事業の目的

1-1. 目的

本件事業は、民間事業者が有するノウハウと創意工夫が効果的に発揮されることにより、ごみ処理事業が有するべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、財政負担が低減されることを期待するものとし、適切な事業実施により整備基本方針の具現化を目指すものである。

1-2. 整備基本方針

本件事業は、次に示す整備基本方針に基づき実施する。

方針1 安全・安心に配慮した施設とします。

事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、市民が安心して生活できる施設の整備を目指します。

方針2 安定的にごみを処理できる施設とします。

朝日環境センターやリサイクルプラザと連携し、日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。

方針3 経済性に優れた施設とします。

施設の整備から運営までのコストを削減し、維持管理が容易で、経済性に優れた施設の整備を目指します。また、市内事業者の振興と地域経済循環の活性化に貢献する施設の整備を目指します。

方針4 循環型社会形成へ貢献できる施設とします。

ごみ処理の過程で発生する資源物とエネルギーを最大限回収し、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。

方針5 環境に優しい施設とします。

施設周辺の生活環境や自然環境に配慮した施設の整備を目指します。さらに、地球環境保全のため、低炭素社会の構築に寄与する施設の整備を目指します。

方針6 地域に開かれた施設とします。

環境啓発や情報発信に役立ち、市民の交流と憩いの場となる施設の整備を目指します。

方針7 災害発生時に対応できる施設とします。

地域の防災拠点として、災害発生時にも自立運転できる施設を目指します。

1-3. 地域経済の活性化

本件事業の実施にあたっては、市内事業者の振興と地域経済循環の活性化に向け、市内事業者への発注、市製品の活用及び地元雇用を積極的に推進するものとする。

第2章 事業概要

民間事業者は、戸塚環境センター内において、東棟及び粗大ごみ処理施設等の解体撤去並びに新焼却処理施設、新粗大ごみ処理施設及び環境啓発棟等の設計・施工を行うとともに、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等の維持管理及び運転管理を行うものとする。

また、維持管理及び運転管理は、DBO方式や長期包括運営委託方式と異なり、維持管理については、長期的かつ包括的に民間事業者へ委託し、運転管理については、業務の一部を川口市が実施し、その他の業務を長期的に民間事業者へ委託するものとする。ただし、民間事業者の構成員は本件事業の期間中、連携と協同のもとで本件事業を履行するものとする。

なお、西棟については、本件施設整備工事中を含め川口市朝日環境センターの補修期間終了まで、川口市が運営し稼働させる予定である。

2-1. 事業名称

川口市戸塚環境センター施設整備・運営管理事業

2-2. 事業内容

2-2-1. 事業場所

川口市大字藤兵衛新田 290

2-2-2. 本件施設概要

- ・新焼却処理施設：285 t /24h（連続運転式ストーカ焼却炉、142.5 t /24h・炉×2 炉）
- ・マテリアルリサイクル推進施設：新粗大ごみ処理施設（26 t /5h）
環境啓発棟（延床面積：約 4,000m²）
- ・その他の附帯設備：新特別高圧変電所、ストックヤード、車庫棟等

2-2-3. 立地条件

- 1) 本件事業実施区域面積：約 4.74ha（添付資料1 事業実施区域図参照）
※本件事業実施区域は、隣接する区画整理事業との間で換地等が予定されており面積は暫定値。また、本件事業実施区域と都市計画決定区域は一致していない箇所がある。
- 2) 土地利用条件（添付資料1 事業実施区域図参照）
 - ・都市計画区域：ごみ処理場・ごみ焼却場
 - ・用途地域：第一種住居地域（一部第二種住居地域）
 - ・建ぺい率：60%（本件事業実施区域に対して）
 - ・容積率：200%（本件事業実施区域に対して）
 - ・防火地区：指定なし
 - ・高さ制限：31m（建築物に限る。ただし、建物と一体化した煙突は適用除外規定あり）
 - ・日影規制：制限あり
 - ・緑化率：20%（本件事業実施区域に対して）
 - ・河川保全区域：河川境界から 30m
- 3) 電 気：特別高圧にて受送電する。取合い点は綾瀬川対岸の鉄塔とする
- 4) 上 水：取合い点付近より引き込む（ただし、井水及び工業用水の利用について比較検

討し、提案すること)

- 5) 排 水：取合い点付近で下水道へ接続する
- 6) 燃 料：灯油、都市ガス等（比較検討し、提案すること）
- 7) 電 話：NTT との協議による
- 8) 温 水：新焼却処理施設から環境啓発棟への温水供給配管を敷設する
- 9) 雨 水：雨水は適切な雨水流出抑制を行った上で適切に放流するものとし、可能な範囲で植栽散水等への有効利用を計画する

2-3. 事業期間

事業期間は、特定事業契約締結の日（令和3年10月上旬を予定）から、令和31年3月31日までとする。

2-3-1. 建設工事請負契約に基づく施工期間

建設工事請負契約に基づく施工期間は、契約を締結した日から令和12年3月31日までとし、実施設計、試運転及び各種検査等の期間を含むものとする。

なお、川口市では、新焼却処理施設等の引渡し日を令和11年3月31日、新粗大ごみ処理施設等の引渡し日を令和7年9月30日と想定している。

2-3-2. 維持管理業務委託契約に基づく履行期間

維持管理業務委託契約に基づく履行期間は、契約を締結した日から令和31年3月31日までとする。

なお、維持管理業務の対象となる本件施設の引渡し日までは準備期間として、本件施設整備工事及び本件運転管理業務との調整、協力を行い、引渡し日以後履行期間終了の日までの間は業務実施期間として、対象施設の維持管理業務を行うものとする。

2-3-3. 運転管理業務委託契約に基づく履行期間

運転管理業務委託契約に基づく履行期間は、契約を締結した日から令和31年3月31日までとする。

なお、運転管理業務の対象となる本件施設の引渡し日までは準備期間として、本件施設整備工事及び本件維持管理業務との調整、協力を行い、引渡し日以後履行期間終了の日までの間は業務実施期間として、対象施設の運転管理業務を行うものとする。

2-4. 施設整備工事

2-4-1. 工事名称

戸塚環境センター施設整備工事

2-4-2. 設計・施工範囲

設計・施工事業者が行う本件施設整備工事の設計・施工範囲は次のとおりとし、その他施設の性能及び機能を発揮するために当然必要な設備の設置・運用、関係官公庁等への届出、申請、許認可、検査等一式も行うものとする。なお、設計・施工内容については、優先交渉

権者と川口市にて協議し、決定するものとする。

1) 解体工事

- | | |
|---|----|
| ① 東棟（東棟排水処理施設を含む） | 一式 |
| ② 粗大ごみ処理施設 | 一式 |
| ③ 厚生会館 | 一式 |
| ④ 特別高圧変電所 | |
| ⑤ 西棟排水処理施設 | 一式 |
| ⑥ その他附帯施設（計量棟、ストックヤード、収集車車庫、洗車場、給油庫、
廃油保管庫、破砕機部品庫、各種資材置場等） | 一式 |
| ⑦ 外構（各種埋設配管、門扉、囲障、樹木、構内道路、雨水排水設備、構内
照明灯等） | 一式 |

2) 新施設建設工事

- | | |
|-------------|----|
| ① 新焼却処理施設 | 一式 |
| ② 新粗大ごみ処理施設 | 一式 |
| ③ 環境啓発棟 | 一式 |

3) 附帯施設建設工事

- | | |
|--|----|
| ① 新特別高圧変電所（必要に応じて取り合い点である綾瀬川対岸の鉄塔を含む） | 一式 |
| ② 計量棟、ストックヤード、収集車車庫、洗車場、給油所、各種資材置場、
小動物受入保管用冷蔵庫、守衛室（正門前）、雨水流出抑制施設 | 一式 |
| ③ 外構（各種埋設配管、門扉、囲障、植栽芝張、構内道路、雨水排水設備、
構内照明灯等） | 一式 |
| ④ 本件施設整備工事に伴う各種廃棄物の適正処理 | 一式 |
| ⑤ 地中構造物及び汚染された土壌の適正な取り扱いに係る工事 | 一式 |
| ⑥ 既存施設の稼働に必要となる仮設設備等 | 一式 |
| ※受変電設備、ランプウェイ、構内道路、計量設備、厚生会館の機能維持に必
要な設備、その他必要な設備一式を含む。 | |
| ⑦ 上水、電気、通信設備、下水道、都市ガス（接続可能となった場合）の取り合い点
以降の整備工事 | 一式 |

4) 手続き等

- | | |
|-------------------------|----|
| ① 河川法に基づく河川保全区域における工事許可 | 一式 |
| ② 景観計画に基づく必要な資料の作成等 | 一式 |
| ③ 電力事業者との接続協議等 | 一式 |
| ④ その他本件事業の実施に必要な手続き等 | 一式 |

2-5. 維持管理業務

2-5-1. 業務名称

戸塚環境センター維持管理業務

2-5-2. 業務対象施設

本件維持管理業務の対象施設は、本件施設のうち、添付資料2に示す、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等とする。

2-5-3. 維持管理業務内容

本件維持管理業務の内容は、添付資料3に定める全ての業務とし、本件維持管理業務における川口市との詳細な業務分担については、優先交渉権者と川口市にて協議し決定するものとする。なお、維持管理事業者は、川口市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

2-6. 運転管理業務

2-6-1. 業務名称

戸塚環境センター運転管理業務

2-6-2. 業務対象施設

本件運転管理業務の対象施設は、本件施設のうち、添付資料2に示す、新焼却処理施設等及び新粗大ごみ処理施設等とする。

2-6-3. 運転管理業務内容

本件運転管理業務の内容は、添付資料3に定める全ての業務を基本とし、本件運転管理業務における川口市との詳細な業務分担については、優先交渉権者と川口市にて協議し決定するものとする。なお、運転管理事業者は、川口市が行う業務についても必要な支援と協力を行うこと。

2-7. 川口市が行う業務の範囲

2-7-1. 建設工事に係るもの

- 1) 周辺地域住民から合意を取得し、建設用地を確保する。
- 2) 建設用地の測量成果を応募者へ提供する。
- 3) 特定事業契約締結以前に実施する許認可手続きを行う。
- 4) 設計及び施工に関する監理業務を実施する。
- 5) 公共下水道の取合い箇所までの敷設工事。
- 6) 電力工事負担金の支出。(綾瀬川対岸の鉄塔から上流側のみ(鉄塔は含まない))

2-7-2. 維持管理業務及び運転管理業務に係るもの

- 1) 維持管理及び運転管理モニタリング業務

- 2) 運転計画・搬出入計画の作成及び改定
- 3) 処理対象物の搬入業務
- 4) 搬入受付管理・指導業務
※計量棟及び新粗大ごみ処理施設のプラットホームにおける搬入受付管理・指導業務
- 5) 選別保管業務
※新粗大ごみ処理施設における粗大ごみの選別・保管・搬出業務（破砕機への粗大ごみ等の投入は運転管理事業者が行う）
- 6) 住民対応
- 7) 委託料の支払い
- 8) 余剰電力の売却
- 9) 焼却灰等の処分及び資源化業務（運搬を含む）
- 10) 西棟及び西棟関連設備の維持管理及び運転管理業務（廃止後も含む）
- 11) 添付資料3において定められた業務

2-8. 本件事業の実施条件

2-8-1. 民間事業者の収入

本件事業における民間事業者の収入は次のとおりとする。

1) 本件施設整備工事に係る対価

川口市は、本件施設整備工事の対価として、建設工事請負契約において定める額を出来高に応じて設計・施工事業者へ支払う。ただし、本件工事は、環境省が所管する循環型社会形成推進交付金制度の交付対象事業（エネルギー回収型廃棄物処理施設（高効率エネルギー回収）及びマテリアルリサイクル推進施設）として実施するため、建設工事請負契約に定める所定の期日までに当該交付金の対象となる整備事業に係る所定の出来高を達成すること。

また、建設工事請負契約に定める各年度の出来高については、事業者との協議により定めるものとするが、環境省からの内示状況によっては、年度途中において次年度以降への一部繰り延べ、又は次年度以降分の繰り上げの必要性が生じる場合があるので、事業者は川口市からの求めに応じて、誠実に対応すること。

本件施設整備工事の実施による本件施設の川口市への引渡しは、本件施設整備工事の新焼却処理施設等又は新粗大ごみ処理施設等又は環境啓発棟の全部が完成し、所定の図書類が納入され、新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設については引渡性能試験において性能保証事項（施設引渡し要件を満足する事項のみ）が達成され、所定の竣工検査に合格したことが川口市によって確認されたことをもって、それぞれ引渡しとする。

なお、事業者があらかじめ川口市へ提案した性能・機能、施工内容等が達成されなかった場合、又は施設引渡し以降に実施を予定する性能確認試験の結果が性能保証事項の一部を達成しないことが明らかとなった場合において、建設工事要求水準書の定めにより、補填義務等が事業者が生じることがある。

2) 本件維持管理業務に係る対価

川口市は、添付資料4の規定に従い、本件維持管理業務の対価として、維持管理業務委託契約において定める額を業務実施期間にわたって、維持管理事業者へ委託料として支払う。ただし、維持管理事業者による業務の履行状況に応じて、添付資料5の規定に従い、委託料の減額を行うことがある。

なお、委託料の支払いは、原則として平準化するものとし、支払い時期は次のとおりとする。

①新焼却処理施設等

令和11年度末を初回として、以後年1回、令和30年度末までの計20回支払うものとする。

②新粗大ごみ処理施設等

令和7年度末を初回として、以後年1回、令和30年度末までの計24回支払うものとする。ただし、初回については、維持管理業務委託契約に従うものとする。

3) 本件運転管理業務に係る対価

川口市は、添付資料6の規定に従い、本件運転管理業務の対価として、運転管理業務委託契約において定める額を業務実施期間にわたって、処理実績等に基づき運転管理事業者へ委託料として支払う。ただし、運転管理事業者による業務の履行状況に応じて、添付資料7の規定に従い、委託料の減額を行うことがある。

なお、委託料の支払いは、次のとおりとする。

①新焼却処理施設等

令和11年度第一四半期分（令和11年4月1日～6月末日）を初回として、以後年4回、令和30年度第四四半期分（令和31年1月1日～3月末日）までの計80回支払うものとする。

②新粗大ごみ処理施設等

令和7年度第7三四半期分（令和7年10月1日～12月末日）を初回として、以後年4回、令和30年度第四四半期分（令和31年1月1日～3月末日）までの計94回支払うものとする。ただし、初回については、運転管理業務委託契約書に従うものとする。

2-8-2. 市内事業者への発注予定金額の遵守

本件事業を受注した民間事業者は、提案書類で提案した市内事業者への発注予定金額を遵守しなければならない。市内事業者への実際の発注金額が提案書類で提案した発注予定金額に達しない場合は、川口市は、次のとおり違約金の請求又は委託料の減額を行うことができる。

1) 施設整備工事において発注金額が発注予定金額に達しない場合

川口市は、発注金額と発注予定金額の差額を違約金として、設計・施工事業者に請求できるものとする。

2) 維持管理業務において発注金額が発注予定金額に達しない場合

川口市は、発注金額と発注予定金額の差額を維持管理業務の委託料から減額することがで

きる。

3) 運転管理業務において発注金額が発注予定金額に達しない場合

川口市は、発注金額と発注予定金額の差額を運転管理業務の委託料から減額することができる。

2-8-3. 売電収入及び資源物売却収入の帰属先並びに関連情報

本件事業における電力事業者への余剰電力の売却収入並びに新焼却処理施設及び新粗大ごみ処理施設において回収された鉄及びアルミニウム等の資源物の売却収入は川口市に帰属する。なお、売電に関しては、基幹系統の空き容量が無い状態であることから川口市が「試行ノンファーム型接続」適用エリアに指定される可能性があり、ノンファーム型接続で契約した場合は一般送配電事業者からの出力抑制依頼に対応する必要がある。このため、ノンファーム型接続が適用される場合は、設計・施工事業者においては出力制御ユニットの設置などに対応し、運転管理事業者においては、発電出力抑制に対する的確な運転管理を行うこととする。

2-8-4. 川口市が財源として予定する循環型社会形成推進交付金について

本件事業においては、環境省が交付する循環型社会形成推進交付金を財源の一部とすることを予定している（新焼却処理施設はエネルギー回収型廃棄物処理施設（高効率エネルギー回収）、新粗大ごみ処理施設及び環境啓発棟はマテリアルリサイクル推進施設として整備）。交付金の申請等の手続きは川口市が行うが、設計・施工事業者は申請に必要となる書類の作成等について支援を行うものとする。ただし、支援に要する費用は、設計・施工事業者の負担とする。

2-8-5. 保険

民間事業者は、自らの提案により、必要と考える保険に加入すること。ただし、加入に要する費用は、民間事業者の負担とする。

なお、川口市は、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）及び賠償責任保険（川口市が法令上の賠償責任を負うものに限る。）の加入を予定している。

2-8-6. 業務分担及びリスク分担

本件事業における業務分担及びリスク分担の意義は、川口市と民間事業者が適切に業務及びリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことにある。

本件事業における原則的な業務分担及びリスク分担は添付資料 3 及び添付資料 8 に示すとおりとするが、以上の意義を踏まえ、応募者は、さらに効果的な業務分担及びリスク分担について提案できるものとする。なお、業務分担及びリスク分担の決定については、「5-2. 契約内容に関する協議」に定める川口市と優先交渉権者との協議により行うものとし、両者により合意された業務分担及びリスク分担は基本契約書、建設工事請負契約書、維持管理業務委託契約書及び運転管理業務委託契約書に定めるものとする。

2-9. 応募者の募集及び選定に係るスケジュール

応募者の募集及び選定は、次のスケジュールを予定している。

内容	日程
① 募集公告及び募集要項の公表	令和 2 年 12 月 21 日 (月)
② 募集要項 (第 1 部) に関する質問・回答	令和 2 年 12 月 21 日 (月) から 令和 3 年 1 月 8 日 (金) まで
③ 現地見学会の参加申込み	令和 2 年 12 月 21 日 (月) から 令和 2 年 12 月 23 日 (水) 17 時まで
④ 現地見学会	令和 2 年 12 月 24 日 (木) から 令和 2 年 12 月 28 日 (月) まで
⑤ 参加資格審査申請書類の提出	令和 3 年 1 月 15 日 (金) 正午まで
⑥ 参加資格審査結果の通知	令和 3 年 1 月 22 日 (金)
⑦ 募集要項 (第 2 部) に関する質問・回答	令和 3 年 1 月 22 日 (金) から 令和 3 年 3 月 31 日 (水) まで
⑧ 技術提案説明会の参加申込み	令和 3 年 1 月 22 日 (金) 以降
⑨ 技術提案説明会	令和 3 年 1 月下旬以降
⑩ 提案書類 (技術提案書及び価格提案書) の提出期限	令和 3 年 4 月 28 日 (水) 17 時必着
⑪ 優先交渉権者の選定及び公表	令和 3 年 7 月
⑫ 基本協定締結	令和 3 年 7 月
⑬ 仮契約締結	令和 3 年 7 月
⑭ 特定事業契約締結	令和 3 年 10 月上旬 (議会議決後)

第3章 参加資格要件

応募者は、次の参加資格要件を全て満たすものとする。

3-1. 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・施工業務、維持管理業務及び運転管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。(添付資料9 スキーム図参照)
- 2) 企業グループは、設計・施工事業者、維持管理事業者及び運転管理事業者で構成する構成員並びに構成員から業務を受注する協力企業で構成するものとする。(添付資料9 スキーム図参照)
また、地域の活力を十分に活用する観点から、市内事業者を1者以上企業グループに含めるものとする。
- 3) 応募者の構成員の中から「3-2. 3) 本件施設における新焼却処理施設の設計・施工業務を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- 4) 構成員及び協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると川口市が認めた場合は、この限りではない。
- 5) 構成員及び協力企業は、他の応募者の構成員及び協力企業になることはできない。
- 6) 構成員及び協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員及び協力企業になることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ)。
 - (1) 資本関係がある場合
次の①又は②のいずれかに該当する場合。
 - ①親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ)と子会社の関係にある場合
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 人的関係がある場合
次の①又は②のいずれかに該当する場合。なお、役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。
 - ①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合
 - ②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
 - (3) その他優先交渉権者の選定に適正さが阻害されると認められる場合
①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員及び協力企業となることはできない。
- 7) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

3-2. 応募者の参加資格要件

1) 共通要件

次のいずれかに該当する者は、応募者になることができない。

- (1) 平成 31・32 年度（令和元・2 年度）川口市入札参加業者資格者名簿に登録されている者のうち、本件事業の入札参加資格審査書類提出期限日から優先交渉権者選定日までの間、川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けた者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次に該当する者
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は本件事業の募集公告前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - ② 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始が決定されていない者
 - ③ 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ④ 本件事業の参加資格審査書類提出期限日から優先交渉権者選定日までの間において、川口市から川口市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - ⑤ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
- (3) 社会保険等の届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 号の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- (5) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (6) 次に示す本件事業に係る発注者支援業務の受託者及び同業務における提携関係にある者、又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者
 - ① 株式会社東和テクノロジー
 - ② アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (7) 川口市が設置する事業者選定委員会の委員が所属する企業
- (8) 実施方針の公表から優先交渉権者選定日までの間において、本件事業について川口市が設置する事業者選定委員会の委員に対し、自己を有利とすることを目的とした接触等の働きかけを行った者

2) 応募者の要件

応募者は、新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務、新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務、建築物等の設計・施工業務、本件維持管理業務及び本件運転管理業務を行う者で構成されるものとし、それぞれの者に要求される要件は次の 3) から 7) のとおりとする。なお、新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者、新粗大ご

み処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者及び建築物等の設計・施工業務を行う者にて、代表企業を代表とする共同企業体を組成するものとする。ただし、共同企業体のJV構成員は5者以内とすること。

3) 本件施設における新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者の要件

本件施設における新焼却処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う企業は、応募者の代表企業とし、次の(1)、(2)、(3)の要件を全て満たすこととする。

- (1) 平成31・32年度（令和元・2年度）川口市入札参加業者資格者名簿に清掃施設工事として掲載されている者であり、かつ格付けがAランクであること。
- (2) 地方公共団体の焼却処理施設について、次の要件を全て満たす施設のプラント設備の設計・施工実績を有すること。
 - ① 1炉あたり100t/日以上処理能力を持ち、かつ複数系列で構成され、ボイラー・タービン発電施設を有する焼却処理施設
 - ② 平成20年4月1日から実施方針公表までに稼働開始した施設（元請に限る）
- (3) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本件施設整備工事に専任で配置できること。

4) 本件施設における新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う者の要件

本件施設における新粗大ごみ処理施設のプラント設備の設計・施工業務を行う企業は、応募者の構成員であり、かつ次の(1)、(2)、(3)の要件を全て満たすこととする。

- (1) 平成31・32年度（令和元・2年度）川口市入札参加業者資格者名簿に清掃施設工事又は機械器具設置工事として掲載されている者であり、かつ格付けがAランクであること。
- (2) 地方公共団体の粗大ごみ処理施設において、次の要件を全て満たす施設のプラント設備の設計・施工実績を有すること。
 - ① 1日あたり20t/日以上処理能力を持つ粗大ごみ処理施設
 - ② 平成20年4月1日から実施方針公表までに稼働開始した施設
- (3) 建設業法における清掃施設工事業又は機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本件施設における新粗大ごみ処理施設の建設工事期間に専任で配置できること。

5) 本件施設における建築物等の設計・施工業務を行う者の要件

本件施設における建築物等の設計・施工業務を行う企業は、応募者の構成員であり、次に掲げる参加資格要件に該当する各1者を含む3者以内による建設工事共同企業体（JV）とする。

(1) 建設工事JV構成員のうち代表者の資格要件

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- ② 平成31・32年度（令和元・2年度）川口市入札参加業者資格者名簿に建築工事として掲載されている者であり、かつ格付けがAランクであること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定

建設業の許可を受けている者であること。

- ④ 地方公共団体の焼却処理施設（1 炉あたり 100 t 以上の処理能力の施設）の建築物の設計・施工を元請、又はプラントメーカーの一次下請けとして実施した実績を有すること。
- ⑤ 建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,700 点以上であること。

(2) 建設工事 J V 構成員のうち代表者以外の資格要件

- ① 5) (1) ①～③の要件を全て満たすもの。
- ② 市内事業者であること。
- ③ 建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 900 点以上であること。

6) 本件維持管理業務を行う者の要件

本件維持管理業務を行う者は、応募者の構成員で構成する維持管理業務共同企業体（J V）とし、次の(1)、(2)の要件を全て満たすものとする。

ただし、維持管理業務共同企業体の代表者は、代表企業とすること。

なお、協力企業を加えた体制として要件を満たすことも可とする。

- (1) 地方公共団体の焼却処理施設について、3) (2)に係る要件に該当する施設の維持管理業務の受託実績（維持管理業務の受託元としての特別目的会社（S P C）からの受託実績又は J V 構成員での受託実績を含む）を有すること。
- (2) 地方公共団体の粗大ごみ処理施設について、4) (2)に係る要件に該当する施設の維持管理業務の受託実績（維持管理業務の受託元としての S P C からの受託実績又は J V 構成員での受託実績を含む）を有すること。

※なお、資格要件ではないが、代表企業以外の J V 構成員及び協力企業は、市内事業者を優先すること。

7) 本件運転管理業務を行う者の要件

本件運転管理業務を行う者は、応募者の構成員（単体）、又は応募者の構成員で構成する運転管理業務共同企業体（J V）とし、次の(1)、(2)の要件を全て満たすものとする。ただし、運転管理業務共同企業体の代表者は、焼却処理施設の運転管理業務を行う構成員とすること。

- (1) 地方公共団体の焼却処理施設について、3) (2) ①に係る要件に該当する施設の運転管理業務の受託実績（運転管理業務の受託元としての S P C からの受託実績又は J V 構成員での受託実績を含む）を有すること。
- (2) 地方公共団体の粗大ごみ処理施設について、4) (2) ①に係る要件に該当する施設の運転管理業務の受託実績（運転管理業務の受託元としての S P C からの受託実績又は J V 構成員での受託実績を含む）を有すること。

※なお、資格要件ではないが、J V 代表企業以外の J V 構成員及び協力企業については、市内事業者を優先すること。また、川口市のごみ分別は、他自治体と異なるため、本件運転管理業務を行う者は、川口市の一般廃棄物処理施設の運転管理業務の受託実績を有する者や川口市のごみ分別の特徴を十分に理解している市内事業者を活用する者を優先すること。

第4章 応募者の審査及び優先交渉権者の選定

4-1. 優先交渉権者の選定の方法

優先交渉権者の選定の方法は「総合評価型プロポーザル方式」とする。

川口市は、応募者が本公募説明書に示す参加資格要件を満たしており、かつ、応募者の技術提案内容が技術的観点等から川口市の要求水準を満足することが見込める内容であることを確認した上で、優先交渉権者を選定する。

4-2. 審査機関

川口市では、提案書類を専門的知見に基づき公平に審査するため、「川口市戸塚環境センター施設整備事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という）を設置している。応募者から提出された提案書類の審査は、事業者選定委員会が行う。

事業者選定委員会の委員は次のとおりとする。

なお、実施方針の公表から優先交渉権者の選定に関する公表までの期間において、応募者が本件事業について、事業者選定委員会の委員に対し、自己を有利とすることを目的とした接触等の働きかけを行った場合は、同応募者は参加資格を失う。

	氏名	所属
委員長	田中 勝	岡山大学名誉教授
副委員長	瀧川 聡史	川口市副市長
委員	濱田 雅巳	公益社団法人全国都市清掃会議 技術部長
委員	藤吉 秀昭	一般財団法人日本環境衛生センター 副理事長
委員	筒井 毅	川口市環境部長

4-3. 参加資格審査

4-3-1. 参加資格審査申請書の提出

応募者の代表企業は、応募者が「第3章 参加資格要件」に示す要件を満たすことを証明するため、参加資格審査申請書類を川口市に提出することとする。なお、参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書類の提出期限日とする。また、参加資格確認申請書類の提出期限日から優先交渉権者の選定日までの間に、応募者の代表企業が参加資格要件を欠いた場合、川口市は当該応募者を優先交渉権者の選定のための審査対象から除外する。さらに、優先交渉権者の選定日の翌日から特定事業契約締結の承認に係る議会の議決日までの間に、優先交渉権者の代表企業が参加資格要件を欠いた場合、川口市は優先交渉権者の選定を取り消す。この場合において、川口市は、優先交渉権者選定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4-3-2. 代表企業が提出する参加資格審査申請書類

参加資格審査申請書類は、募集要項(第1部)様式作成要領のとおりとする。

4-3-3. 参加資格要件の審査申請書類の提出方法

参加資格審査申請書類は、持参又は郵送により令和3年1月15日(金)正午までに担当部署に提出すること。提出部数は、正本1部、副本2部とする。

4-3-4. 参加資格要件の審査方法

参加資格審査申請書類をもとに、川口市が、「3-2. 応募者の参加資格要件」に示す要件の充足について審査する。

4-3-5. 参加資格結果の通知

参加資格審査結果は、令和3年1月22日（金）に書面により各代表企業に通知する。

4-3-6. 参加資格がないとされた応募者に対する理由の説明

参加資格がないとの通知を受けた応募者は、通知をした日の翌日から7日以内（休日、祝祭日を含まない）に、川口市長宛てにその理由について、書面にて説明を求められることができる。川口市長は、説明を求められたときは、書面を受理した翌日から7日以内（休日、祝祭日を含まない）に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

4-4. 質疑、現地見学会、技術提案説明会

応募者又は応募を希望する者は、次の個別質疑を書面にて行うことができる。また、川口市が開催する現地見学会及び技術提案説明会に参加できる。

4-4-1. 募集要項（第1部）に関する質疑・回答

応募を希望する者は、令和2年12月21日（月）から令和3年1月8日（金）までの間、募集要項（第1部）に関する質疑（※参加資格に関する質疑）を行うことができる。

質疑のある者は、様式7の1及び様式7の2にその内容を簡潔に記載し、「5-5. 担当部署」に記載する担当部署へ電子メールにて送付すること（質問回数に制限を設けないものとする）。電子メール送信後は、メール到着について担当部署に確認の連絡を行うこと。

質疑に対する回答は、川口市が電子メール等にて、川口市の定める時期に速やかに質疑者あて送付する。

4-4-2. 募集要項（第2部）に関する質疑・回答

参加資格を得た応募者は、令和3年1月22日（金）から令和3年3月31日（水）までの間、募集要項（第2部）に関する質疑（※提案書類作成に関する質疑）を行うことができる。

質疑のある者は、様式8の1及び様式8の2にその内容を簡潔に記載し、「5-5. 担当部署」に記載する担当部署へ電子メールにて送付すること。電子メール送信後は、メール到着について担当部署に確認の連絡を行うこと。

質疑に対する回答は、川口市が電子メール等にて速やかに質疑者あて送付する。

なお、川口市が参加資格を得た応募者全てに通知すべき事項であると判断した場合は、全ての参加資格を得た応募者に回答する。

4-4-3. 現地見学会

戸塚環境センターにおける現地見学会を次のとおり開催する。

- 1) 開催期間

令和2年12月24日（木）から令和2年12月28日（月）まで（休日を除く）

2) 開催場所

戸塚環境センター内

3) 見学方法

現地見学会への参加希望者は、令和2年12月21日（月）から令和2年12月23日（水）17時までに電子メールにより担当部署に申し出ること。参加人数の制限は設けない。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。川口市は電子メールにより見学会の日時を申込者に返信する。申込みの状況や新型コロナウイルス感染症の状況によっては、日程の調整を行うことがある。

4-4-4. 技術提案説明会の開催

参加資格を得た応募者を対象として、提案書類の作成に関する説明会を開催する。

1) 開催期間

令和3年1月下旬以降（別途通知する。）

2) 開催場所

川口市戸塚環境センター内

3) 参加方法

技術提案説明会への参加希望者は、令和3年1月22日（金）以降に電子メールにより「5-5. 担当部署」に記載する担当部署に申し出るものとする（電話、ファクシミリ、口頭は不可）。川口市は電子メールにより説明会の日時を申込者に返信する。

なお、参加人数の制限は設けない。また、申込みの状況や新型コロナウイルス感染症の状況によっては、日程の調整を行うことがある。

4-4-5. 提案書類の作成段階における確認

川口市は、技術審査を公平かつ円滑に実施するため、技術提案書及び価格提案書の作成段階においてヒアリング等を実施し、次の事項について確認を行う。

なお、提出書類の提出時に、1)～5)については各工事の内訳明細書、9)については運転事業者が業務を行う場合の費用の内訳明細を提出すること。

1) 埋設物廃棄物の撤去数量

2) 杭の引抜予定本数

3) 特別高圧変電所の解体工事、新特別高圧変電所の新設工事、仮設電源工事等の計画の概要

4) 用水源としての井水、工業用水に係る工事の概要

5) 燃料源としての都市ガス、灯油に係る工事の概要

6) ノンファーム型接続への対応方法の概要

7) 着工から竣工までの各段階における工事計画の概要（工事範囲、各車両動線など）

8) 維持管理業務及び運転管理業務に関する業務実施体制の概要（業務内容、配置人数及び資格者）

9) 新粗大ごみ処理施設で川口市が行う業務（2-7-2. 4）、5及び9に記載する業務）の遂行に必要な従業者数

10) 自然学習広場に係る工事の概要

11) その他市が指示する事項

4-5. 提案書類の提出

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者は、提案書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表企業が行うこと。郵送は一般書留郵便を原則とするが、ゆうパック等も可とし、提出先に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を担当部署にて判定する。

4-5-1. 提出期限

令和3年4月28日（水）17時必着

4-5-2. 提出先

「5-5. 担当部署」に記載する担当部署へ提出すること。

4-5-3. 提案書類

提案書類は、技術提案書作成要領に定めるものとする。

4-6. 応募の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、提案書類提出期限までに、応募辞退届（任意様式）を提出すること。

4-7. 応募に関する留意事項

4-7-1. 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、募集要項に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

4-7-2. 提案書類の書換え等の禁止

応募者は、原則として、提出期限以降における応募提案書類の差し替え及び再提出をすることができない。ただし、川口市から指示や依頼があった場合を除く。

4-7-3. 応募手続きの延期等

川口市は、応募手続きを延期し、中止し又は取り消すことがある。

4-7-4. 使用言語、単位及び通貨

使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位及び日本国通貨に限る。

4-7-5. 提案書類の取扱い

- 1) 著作権：提案書類の著作権は応募者に帰属する。
- 2) 特許権等：提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。
- 3) 提案書類の使用等：提出された提案書類は、事業者の選定に関わる開示以外に応募者に無断で使用しない（使用する場合は、事前に各応募者の書面による承諾を得る。この場合、川口市は承諾を得た範囲につき無償で使用するができるものとする。）。なお、提出された提案書類は返却しない。

4-7-6. 川口市が提供する資料の取扱い

応募者（提案書類提出までに辞退した者を含む）は、発注者が提供する資料を本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

4-7-7. その他

- 1) 応募者が1者であった場合も、優先交渉権者選定基準書に従い提案書類の審査を行う。
- 2) 募集要項に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては川口市ホームページにおいて公表する。適宜、ホームページにおいて確認すること。また、参加資格の審査結果の通知後においては参加資格を得た応募者の代表企業に通知する。
- 3) 川口市が提示する資料及び回答書は、募集要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

4-8. 技術審査

技術審査は、次の手順により実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

4-8-1. 基礎審査

川口市は、応募者から提出された提出書類をもとに、次の基礎審査を行う。基礎審査では、提出書類が要求水準書に示した性能要件を満足するものであること等を審査する。審査の結果、川口市が提案事項等について改善することが望ましいと判断したものについては、当該応募者に改善依頼を行うことがある。性能要件を満足した応募者（改善依頼に従って改訂された提出書類により充足等を確認された者を含む）のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むことができる。

- 1) 提出書類の審査
 - (1) 求めた書類が整備されているか
 - (2) 書類間の不整合はないか
- 2) 要求水準書への適合性審査
 - (1) 要求水準書への違反はないか
 - (2) 書類間の不整合はないか

4-8-2. 非価格要素審査

応募者から提出された提出書類をもとに、「優先交渉権者選定基準書」に示す方法で非価格要素の審査を行い、非価格要素点を算定する。なお、審査及び評価にあたっては、当該応募者へのヒアリングを実施する。

4-8-3. 価格要素審査

提案上限額の範囲内にある応募者の提案価格に対して、「優先交渉権者選定基準書」に示す方法で価格要素点を算定する。

4-8-4. 総合評価

総合評価は、非価格要素審査点及び価格要素審査点をもとに、「優先交渉権者選定基準書」に示す方法で総合評価点を算定する。応募者のうち最も高い点数の者を優先交渉権者、次いで点数の高い者を次点交渉権者として選定する。なお、総合評価点の最も高い者が複数ある時は、非価格要素点が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を定めるものとし、非価格要素点と同点の場合は、くじにより優先交渉権者及び次点交渉権者を定めるものとする。くじの要領は別途指示する。

4-8-5. 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定及び公表

川口市は、事業者選定委員会の報告を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定し、この結果を川口市のホームページにより公表する。また、事業者選定委員会による審査の経過については、審査講評書として取りまとめ、川口市のホームページにより公表する。

4-8-6. 審査結果の理由に関する説明請求

参加資格を得て提案書類を提出した応募者は、審査結果の理由について、優先交渉権者及び次点交渉権者の公表の日の翌日から14日以内（休日、祝祭日を含まない）に、川口市長宛てにその理由について、書面にて説明を求められることができる。川口市長は、説明を求められたときは、書面を受理した翌日から14日以内（休日、祝祭日を含まない）に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

4-9. 提案価格上限額

本件事業の提案価格上限額は、別途通知する。

- 1) 提案価格上限額は、事業期間中に発注者が事業者を支払う対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。
- 2) 提案価格上限額には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。
- 3) 建設工事、維持管理業務及び運転管理業務の提案価格の合計額が提案価格上限額を超える場合、川口市は応募者を失格とする。
- 4) 各年度の維持管理業務委託料及び運転管理業務委託料は、各年度間において過大な金額変動は生じないよう考慮すること。

第5章 優先交渉権者選定後の手続き

5-1. 基本協定の締結

川口市及び優先交渉権者は、優先交渉権者の選定後、速やかに特定事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

5-2. 契約内容に関する協議

川口市及び優先交渉権者は、基本協定に基づき特定事業契約の趣旨及び解釈並びに契約条件を明確化及び合理化するための協議を行うものとする。なお、協議の結果、契約内容に関する両者の合意ができないと川口市が判断したときは、川口市は優先交渉権者との基本協定を破棄し、次点優先交渉権者との交渉を開始することがある。

5-3. 仮契約の締結

川口市及び優先交渉権者は、基本協定に基づく協議の終了後、速やかに特定事業契約に係る仮契約を締結する。

5-4. 特定事業契約の締結

川口市及び優先交渉権者は、仮契約後、議会の議決を経た後、速やかに特定事業契約を締結する。

5-5. 担当部署

本件事業に関する担当部署は、次のとおりとする。

【担当部署】

担当課 : 川口市 環境部 新戸塚環境センター建設室

所在地 : 〒332-0001 埼玉県川口市朝日4丁目21番33号

E-mail : 090.03800@city.kawaguchi.saitama.jp

電話 : 048-229-6460

F A X : 048-228-5382